

藤井寺市審議会等委員への女性登用促進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画のための藤井寺市行動計画（以下「計画」という）に基づき、政策・方針決定の場への女性の参画の促進に向けて、市の審議会等委員への女性の登用を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項並びに同法第202条の3第1項の規定に基づき設置される附属機関をいう。

(目標)

第3条 審議会等への女性委員の登用率を、計画最終年度までのできるだけ早い時期に35%以上とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。

2 新規の審議会等にあつては、当初から女性委員の登用率を35%以上とするよう努め、最終的には、男女の均衡が図られることを目標とする。

(委員選任規定等の見直し)

第4条 審議会等を所管する部課長等（以下「関係部課長等」という。）は、前条に定める目標の達成のため、委員の選任規定及び内規、慣行等による委員の選任方法が適切であるかを見直し、必要と認められる場合は、速やかに所要の改正等を行うものとする。

(女性人材情報の収集、提供等)

第5条 協働人権課長は、審議会等委員への女性の登用の促進のため、委員の候補者となりうる女性の人材に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 関係部課長等は、女性の人材の把握に積極的に努めるとともに、協働人権課長の行う情報収集に協力するものとする。

(登用状況等の報告)

第6条 協働人権課長は、年度ごとに、審議会等委員への女性の登用状況を調査し、藤井寺市男女共同参画推進審議会に報告するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。